

介護予防・日常生活支援総合事業 利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人 徳和会（以下「事業者」という。）は、利用者が薔薇の樹苑デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において、事業者から提供されるサービスについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう次のサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

- ☒ （１） 第1号通所事業【国基準】
- ☐ （２） 第1号通所事業【サービスA】

上記サービスのうち、枠の中にレ点を記載したサービスを提供します。

2 サービス内容の詳細は、介護予防・日常生活支援総合事業 サービス内容説明書（以下「説明書」という。）に記載のとおりです。

（契約期間と更新）

第2条 この契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 この契約は、利用者が契約期間満了日までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、同じ条件で自動更新するものとします。

（通所型サービス計画書の作成・変更）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「介護予防サービス計画」または「介護予防ケアプラン」に沿って「介護予防・日常生活支援総合事業サービス計画書」（以下「計画書」という。）を作成します。事業者はこの計画書の内容を利用者及び家族に説明します。

2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が「居宅サービス計画」の範囲で可能な場合には、速やかに計画書の変更等を行います。

（サービス内容及びその提供）

第4条 利用者が提供を受けるサービス内容は、説明書に定めたとおりです。

2 事業者は、説明書に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

3 事業者は、サービスの提供記録をこの契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。

ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

（居宅介護支援事業所との連携）

第5条 事業者は、サービス提供にあたり、介護予防支援事業所や居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と緊密な連携に努めます。

（身体拘束の廃止）

第6条 事業者は、サービス提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

ただし、利用者は又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 2 前項のただし書きの規定に基づき身体拘束を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要事項について、専用の書面に記録します。

（緊急時の対応）

第7条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師等に連絡を取るなど必要な処置を講じます。

（秘密保持）

第8条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、事業者の職員（事務員も含む）が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

（個人情報使用の同意）

第9条 利用者の個人情報については、次の各号に該当する必要最小限の範囲内で使用します。

- （1）利用者のための「介護予防サービス計画」または「介護予防ケアプラン」に沿って円滑にサービスを提供するために実施される担当者会議、介護支援専門員等と事業者との連絡調整において必要な場合
- （2）使用する範囲は、「介護予防サービス計画」又は「介護予防ケアプラン」に定められた事業者
- （3）個人情報の使用は最小限とし、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います
- （4）個人情報を使用する期間は、契約第2条に記されている期間を適用するものとします

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。

- （1）虐待を防止するための職員に対する研修を実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

（賠償責任）

第11条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

(利用者負担金及びその滞納)

第12条 利用者は、サービスの対価として説明書の記載に従い、利用者負担金を支払います。

- 2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。
- 3 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わないときに限り、文章によりこの契約を解除します。
- 4 前項を催告したときは、事業者は「介護予防サービス計画」または「介護予防ケアプラン」を作成した事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から計画書の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
- 5 利用料金に変更が生じた場合、事業者は、利用者に対して、文章で通知することにより、利用料金及び食費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 6 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文章で通知することにより、この契約を解約することができます。

(サービス利用に関する留意事項)

第13条 利用者は、事業者の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って使用するものとします。

- 2 利用者は、故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業者の施設、設備を壊したり、汚したりした場合は利用者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- 3 利用者は、事業者の職員（事務員を含む）や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 4 利用者は、事業者の職員（事務員を含む）に対する贈り物や飲食等のもてなしは、禁止とします。
- 5 利用者は、基本的にお金を持ってくることを禁止とします。（自己管理できる方は良いが、金銭トラブルに関して当事業者は、一切責任を負いかねます。）
- 6 利用者は、利用者同士の物品のやり取りは、健康上問題のある方、食中毒等トラブル・誤解を招くことがありますので、硬くお断りするものとします。

(利益供与等の禁止)

第14条 事業者は、介護予防支援事業者や居宅介護支援事業者又はその従業者、その他利用者やその家族に対し、要介護被保険者に他のサービスの紹介、利用者の紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与、収受しません。

(契約の終了)

第15条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）と認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の所在が、2週間以上不明になったとき

(利用者の解約権)

第16条 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の2営業日前までに通知することにより、この契約

を解約することができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき
- (2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

(事業者の解約)

第17条 事業者は、やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合、予告期間をもって、この契約を解約することができます。

2 事業者は、利用者が次の各号に該当し、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
- (2) 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする恐れが極めて大きく、事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
- (3) 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

(苦情処理)

第18条 事業者は、利用者からの通所型サービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

2 利用者は、提供されたサービスについて苦情等がある場合には、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情等を申立てることができます。

3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な取扱いをいたしません。

(利用者代理人「代筆者」)

第19条 利用者は、自らの判断による契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

2 利用者の代理人「代筆者」は、債務者（利用者）と同様の債務を負担するものとします。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第21条 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

(協議事項)

第22条 この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

介護予防・日常生活支援総合事業 内容説明書

1 第1号通所事業 サービスの内容

提供するサービス内容及び日程は次のとおりです。

曜 日	時 間 帯	内 容	備 考
☐ 月曜	： ～ ：	☒ 第1号通所事業【国基準】	
☐ 火曜	： ～ ：	☐ 第1号通所事業【サービスA】	
☐ 水曜	： ～ ：	☐ 生活機能向上グループ活動加算	
☐ 木曜	： ～ ：	☐ 栄養改善加算	
☐ 金曜	： ～ ：	☐ 口腔機能向上加算	
☐	： ～ ：	☐ 選択的サービス複数実施加算 ()	
		☐ サービス提供体制加算 (Ⅱ)	
		☐ 事業所評価加算	
		☐ 科学的介護推進体制加算	
		☐ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	

※ 利用者のご都合により日時を変更する場合は、協議して定めます。

2 利用者負担金

(1) 利用者負担金は、1ヶ月ごとにお支払いただきます。

お支払いいただく利用者負担金は別表のとおりです。

(2) 事業者は、利用者負担金の請求書を作成し、利用者に請求をするものとします。利用者は、次のいずれかの方法により支払います。

- ☐ 現金払い ※送迎の職員にお渡し頂くか、薔薇の樹苑 受付までお越し下さい。
- ☐ 金融機関振り込み ※手数料は、利用者の負担となります。

銀行名	西日本シティ銀行 雑餉隈支店
口座名義人	社会福祉法人 徳 和 会 特別養護老人ホーム 薔薇の樹苑
口座番号	普通預金 1 7 7 2 6 5 6

(3) 事業者は、利用者から利用者負担金の支払を受けたときは、領収書を発行します。

3 サービス提供責任者等・サービスの中止

(1) サービス提供の責任者等は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

(2) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

氏 名 : 徳 丸 光 連絡先(電話) : 092-571-7811

受付時間 : 8:00 ~ 17:30 受付日 : 年末年始(12/31~1/3) 以外

4 キャンセル規定

(1) 利用者の都合によりサービスをキャンセルする場合は、キャンセル料を支払うものとします。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無 料
利用日の当日(8:30以降連絡があった場合)	利用者負担金の50%

(2) キャンセル料は、利用者負担金の支払に合わせてお支払いいただきます。

5 その他

サービス職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。

介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 徳和会
 (2) 所在地 福岡県福岡市南区和田4丁目16番1号
 (3) 電話番号 092-512-0668
 (4) 代表者氏名 理事長 貞 島 博 通
 (5) 設立年月 平成 3年10月18日
 (6) 事業者が行っている他の業務

特別養護老人ホーム 花の季苑		
特別養護老人ホーム 花の季苑	介護老人福祉施設	指定 4071100251 号
花の季苑 ショートステイサービス	短期入所生活介護事業	指定 4071100251 号
花の季苑 デイサービスセンター	通所介護事業	指定 4071100459 号
花の季苑 ホームヘルプサービス	訪問介護事業	指定 4071100467 号
花の季苑 介護計画サービスセンター	居宅介護支援事業	指定 4071100335 号
配食サービス		—

特別養護老人ホーム 薔薇の樹苑		
特別養護老人ホーム 薔薇の樹苑	介護老人福祉施設	指定 4070902087 号
薔薇の樹苑 ショートステイサービス	短期入所生活介護事業	指定 4070902079 号
薔薇の樹苑 介護計画サービスセンター	居宅介護支援事業	指定 4070902061 号
薔薇の樹苑 相談支援センター ※障害者総合支援法に基づく事業	特定相談支援事業	指定 4030100236 号

特別養護老人ホーム ムーンシャドウ		
特別養護老人ホーム ムーンシャドウ	介護老人福祉施設	指定 4071104170 号
ムーンシャドウ ショートステイサービス	短期入所生活介護事業	指定 4071104436 号
ムーンシャドウ デイサービスセンター	通所介護事業	指定 4071104519 号
ムーンシャドウ 介護計画サービスセンター	居宅介護支援事業	指定 4071104444 号

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 通所型サービス（指定 4070902053 号）
 (2) 事業所の名称 薔薇の樹苑 デイサービスセンター
 (3) 事業所の所在地 福岡県福岡市博多区元町2丁目1番7号
 (4) 事業所の連絡先

電話番号	092-571-7811
FAX番号	092-571-3377

- (5) 管理者氏名 徳 丸 光（管理者・生活相談員）
 (6) 当事業所の基本方針

基 本 方 針	・お客様の人権とプライバシーを尊重した 福祉サービスの提供と質の向上に努める ・地域ニーズにあった選ばれる施設として 安心で快適な生活を提供する ・福祉の拠点として教育研修も出来る 質の高い人材育成を目指す
---------	--

- (7) 利用定員

月曜日～土曜日	20名（通常規模）
---------	-----------

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の営業地域 福岡市博多区/南区・太宰府市・春日市・大野城市・那珂川市
 (2) 営業日及び営業時間

営 業 日	≪ ≫ 内以外は全て営業 ≪日曜日と年末年始12月31日～1月3日休業≫
受 付 時 間	8 時 3 0 分 ～ 1 7 時 3 0 分
サービス提供時間	9 時 3 0 分 ～ 1 6 時 4 5 分

4. 職員の配置状況

- (1) 当事業所では、利用者に対して通所型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員		栄養士		運転手	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常 勤	1	2	0	3	3	3	0	3	0	0	0	0
非常勤	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	3	0

(2) 職務内容

管 理 者	通所介護事業所の管理業務全般を担当します。
生活相談員	(主に生活相談員) 日常生活上の相談・援助を中心に、ご利用者・ご家族の支援を行います。 また、担当ケアマネージャー、他のサービス事業所との連絡・相談等を担当します。
介護職員	(主に介護職員) 送迎・入浴・食事・排泄・レクリエーション等を中心に、ご利用者の直接的な身体介護、余暇活動の充実、社会交流、生き甲斐作り等、様々な面において、日常生活全般の支援を行います。
看護職員	(主に看護職員) 健康チェック、服薬に関する支援等、日常の健康管理における支援を行うとともに、日常生活全般の支援を行います。
機能訓練指導員	(主に機能訓練指導員) 個別機能訓練プログラム・運動器機能向上プログラムを中心に、ご利用者の心身機能の維持回復に関する支援を行います。
栄 養 士	昼食の献立作成及び栄養ケアを担当し、ご利用者の栄養面に関する支援を行います。
運 転 手	主に送迎車輛の運転を担当します。また、ご利用者への直接的な介助行為は別の職員が担当します。

5. サービスの概要

(1) 共通サービス

送 迎	ご利用者の希望に近い時間で、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただく場合があります。
食 事	必要に応じて食事の準備・介助を行います。また、当事業所では管理栄養士の作成する献立により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
排 泄	必要に応じてご利用者の排泄介助を行います。
そ の 他	必要に応じて日常生活上の介護を行います。

(2) 選択サービス

入 浴	入浴または清拭を行います。寝たきりのご利用者でも座位が可能であれば、座位式機械浴を使用して入浴することができます。
個別機能訓練	機能訓練指導員を中心に、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

6. 第1号通所事業 利用料金（自治体の定める基準によるもの）

（1）福岡市・春日市に住所地のあるご利用者の場合

①第1号通所事業【国基準】

（ア）基本サービス料金（1ヵ月の料金）

要介護度	基本単位	地域加算	利用者負担金		
			1 割	2 割	3 割
要支援1 （週1回程度）	1, 7 9 8 単位/月	10. 45	1, 870 円 (1月につき)	3, 758 円 (1月につき)	5, 637 円 (1月につき)
要支援2 （週2回程度）	3, 6 2 1 単位/月		3, 784 円 (1月につき)	7, 568 円 (1月につき)	11, 352 円 (1月につき)
要支援1 （月1回～4回）	4 3 6 単位/日		456 円 (1日につき)	911 円 (1日につき)	1, 367 円 (1日につき)
要支援2 （月1回～8回）	4 4 7 単位/日		467 円 (1日につき)	934 円 (1日につき)	1, 401 円 (1日につき)

（イ）サービス提供体制強化加算Ⅱ（1） 72 単位（76～226 円）加算 ※要支援1

サービス提供体制強化加算Ⅱ（2） 144 単位（151～452 円）加算 ※要支援2

（ウ）科学的介護推進体制加算 40 単位/月（42～126 円）加算

※利用料金は上表の単位数に1単位あたりの単価 10.45 円を乗じて算定し、利用者負担はその1割の額となります。また、（ア）～（オ）の基本単位、加算に関しては、1ヶ月あたりの単位数となります。

（エ）介護職員等処遇改善加算Ⅰ

…（ア）～（ウ）の必要単位数の合計に1000分の92を乗じた数値（9.2%）が加算されます。

②その他の費用

厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに以下の費用がかかります。

食事代（昼食）	1 食毎	600 円
延長食（夕食）		500 円
通常事業の実施地域以外の 地域に係る送迎の追加費用	事業所から 片道1kmを超える毎に	20 円（往復）
オムツ代	1 枚毎	実費（200 円程度）

※その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の負担をお願いすることがあります。

（2）福岡市・春日市以外の市町村に住所地のあるご利用者の場合

各市町村の介護予防・日常生活支援総合事業の設定単位に基づいて計算します。

(3) 加算説明事項

科学的介護推進体制加算	利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用することで認められる加算。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合に認められる加算。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的とした加算。

7. 非常災害時対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり、対応を行います。			
避難訓練 及び 防災設備	別途定める消防計画にのっとり、年2回避難訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有 り	防火扉・シャッター	11ヶ所
	避難階段	3ヶ所	屋内・屋外消火栓	有 り
	自動火災報知機 ガス漏れ探知機	有 り	非常電源設備 漏電火災報知機	有 り
	誘導灯	61ヶ所	非常通報装置	有 り
	カーテン、布団等は防災性能のある物を使用しています。			
消防計画等	福岡市消防署への届出日 令和 8 年 3 月 10 日 防火管理者 大 林 賢 士			

8. 相談窓口・苦情対応

(1) 当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で対応いたします。

受付時間 : 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

お客様 相談窓口	事業所	氏名: 相談(苦情)受付担当者 管理者(生活相談員) 徳丸 光 電話番号: (092) 571-7811
	施設	氏名: 相談(苦情)解決責任者 施設長 大林 賢士 電話番号: (092) 571-6500
	法人	氏名: 相談(苦情)解決責任者 施設長 中原 啓智 電話番号: (092) 512-0668
第三者委員		氏名: 廣田 一幸(特別養護老人ホーム 油山緑寿園) 電話番号: (092) 861-3111 氏名: 草場 猛(特別養護老人ホーム 油山福祉の里) 電話番号: (092) 861-8788

何か言えないこと等がありましたら相談(苦情)箱を下記の場所に設置しておりますので投函して下さい。

相談(苦情)箱設置場所	中央玄関
-------------	------

(2) 公的機関においても、相談(苦情)申出等ができます。

該 当 地 域	○	福岡市	博多区役所 地域保健福祉課	0 9 2－4 1 9－1 0 9 9
			南区役所 地域保健福祉課	0 9 2－5 5 9－5 1 3 2
		太宰府市 高齢者支援課	0 9 2－9 2 1－2 1 2 1	
		春日市役所 健康福祉部高齢課	0 9 2－5 8 4－1 1 2 2	
		大野城市役所 長寿社会部長寿支援課	0 9 2－5 8 0－1 8 5 9	
		那珂川市役所 高齢者支援課	0 9 2－9 5 3－2 2 1 1	
		上記以外()		－
国民健康保険団体連合会 介護保険課				0 9 2－6 4 2－7 8 5 8

(3) 虐待に関する行政の相談窓口

福岡市 保健福祉局 高齢社会部地域包括ケア推進課	092-711-4373
--------------------------	--------------

9. 緊急時の対応

- (1) サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医（医療機関）、居宅介護支援事業者、その他関連機関等に連絡します。

医療機関等	名 称									
	主 治 医	先生				先生				
	電話番号		—		—		—		—	
緊急時連絡先①	氏 名	様				続 柄				
	住 所									
	電話番号		—		—		携 帯		—	—
緊急時連絡先②	氏 名	様				続 柄				
	住 所									
	電話番号		—		—		携 帯		—	—

- (2) 緊急を要した時、家族又は前項の機関に連絡が取れなかった場合は、以下の協力病院に連絡を行い対応させていただきます。

医療機関	病 院 名	福岡徳洲会病院
	所 在 地	福岡県春日市須玖北4丁目5番地
	電話番号	0 9 2 - 5 7 3 - 6 6 2 2

10. その他

- (1) この本契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者・事業所の協議により定めます。
- (2) この本契約書は、介護保険法に基づくサービス及び同一種類の介護保険外サービス（利用限度額を超えるサービス）を対象としたものであるため、利用者がこれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

令和 年 月 日

デイサービスの利用開始にあたり、利用者及び代筆者【代理人】に対して利用契約書・内容説明書及び重要事項説明書、利用料金、個人情報保護（使用の目的）についてご説明いたしました。

<説明者> 役職(職種)： 管理者（生活相談員）

氏 名： 徳丸 光

印

介護予防・日常生活支援総合事業 利用料金（※ □ 別紙）

1. 要介護度

要支援 1	要支援 2

2. 負担割合

1 割	2 割	3 割

2. サービス利用料金

サービス内容		単位数	該当欄	備 考	
①	通所サービス費 要支援 1	1,798 単位	○	週 1 回程度	1 ヶ月
		436 単位		月 1 ～ 8 回まで	
	通所サービス費 要支援 2	3,621 単位		週 2 回程度	1 回
		447 単位		月 1 ～ 4 回まで	
	加 算	単位数	該当欄	備 考	
②	サービス提供体制 強化加算 II	72 単位	○	要支援 1	1 ヶ月
		144 単位		要支援 2	
③	科学的介護推進体制 加算	40 単位	○		〃
	介護職員等処遇改善 加算 I	右記に基づき 単位数を加算	○	①～③の合計に、 0.092 (9.2%) を乗じた 単位数を加算	1 ヶ月

3. 上記により利用者様の利用料（1 ヶ月あたり）

区 分	算定根拠（単価、加算）	10 割	利用者負担金
保険適用	【 単位】	円	円
保険適用外	【 円】	円	円
1 ヶ月あたり合計		円	円

4. その他費用 レク材料費 ～ 実費 延長食

～ 500 円（1 食あたり）※ 上記の利用料金は、契約時の金額です。利用料金は、要介護度や選択サービスの変更等により変わります。

1 ヶ月に 回ご利用されたとして、
600 円 × 回 = 円
としています。

5. 食費、送迎、公費に関する事項

- ・食 費 ～ 600 円 （食材料費 + 調理費 + おやつ代）× 昼食回数分
- ・送迎の希望 ～ ☒ 有、 ☐ 無
- ・公費（生活保護）受給 ～ ☐ 有、 ☐ 無

介護予防・日常生活支援総合事業 利用同意書

第1号通所事業を利用するにあたり、契約書・サービスの説明書・重要事項説明書・利用料金についての締結に当り、説明を受けこれらを十分理解した上で同意します。

なお、契約を証する為、本書2通を作成し利用者（代理人【代筆者】）及び事業者が署名捺印の上、各1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

（利用者） 私は、この契約書に基づく第1号通所事業の利用を申し込みます。

利 用 者	住 所				
	お名前			印	
	電 話		－		－
代 理 人 【 代 筆 者 】	住 所	(☐ 同居)			
	お名前			印	続 柄
	電 話		－		－
	代理人【代筆者】の理由				

（事業所） 第1号通所事業の事業所として、利用者の申込みを受託し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任もって行います。

事 業 者 ・ 事 業 所	住 所	(事業者) 福岡市南区和田4丁目16番1号 (事業所) 福岡市博多区元町2丁目1番7号				
	電 話	(事業者) (0 9 2) 5 1 2 － 6 5 4 8 (事業所) (0 9 2) 5 7 1 － 7 8 1 1				
	法 人 名	社会福祉法人 徳和会				
	代 表 者 名	理 事 長 貞 島 博 通 印				
	事 業 所 名	薔薇の樹苑 デイサービスセンター				
	サービス提供責任者	管理者・生活相談員(社会福祉士/介護福祉士) 徳 丸 光 印				
	指 定 番 号	指定 第 4 0 7 0 9 0 2 0 5 3 号				

利用契約における個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報について、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に基づき私に行う第1号通所事業を円滑に実施するため、担当者会議において、又は私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に、使用する。

2 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・ その他の情報

令和 年 月 日

事業所 薔薇の樹苑 デイサービスセンター 様

〔利用者〕 住 所

氏 名

印

・ 広報誌(薔薇だより)、ホームページ(徳和会公式ブログ)への写真掲載について、

☐ 同意します。 ・ ☐ 同意しません。

※ 代筆の場合、代筆者の住所・氏名を併記すること。

〔代理人〕 住 所

氏 名

印

〔利用者家族〕 住 所

☐ 上記に同じ

氏 名

印

附 則

平成30年 4月 1日 「介護予防型通所サービス 利用契約書/内容説明書
/重要事項説明書/利用料金/利用同意書」を
「介護予防・日常生活支援総合事業 利用契約書/内容説明書
/重要事項説明書/利用料金/利用同意書」に変更

《介護予防・日常生活支援総合事業 利用契約書》

平成28年 4月 1日 春日市の総合事業移行に伴い、利用契約書作成・使用
平成29年 4月 1日 福岡市・太宰府市の総合事業移行に伴い、一部内容変更

《介護予防・日常生活支援総合事業 内容説明書》

平成28年 4月 1日 春日市の総合事業移行に伴い、内容説明書作成・使用
平成28年 7月 1日 人事異動に伴い、サービス提供責任者等を変更
平成29年 7月 1日 人事異動に伴い、サービス提供責任者等を変更
平成29年 8月 1日 理事長の退任・就任に伴い、内容変更
令和 2年 12月 1日 人事異動に伴い、サービス提供責任者等を変更
令和 3年 1月 1日 人事異動に伴い、サービス提供責任者等を変更
令和 4年 2月 19日 理事長の退任・就任に伴い、内容変更
令和 8年 4月 28日 理事長の退任・就任に伴い、内容変更

《介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書》

平成28年 4月 1日 春日市の総合事業移行に伴い、重要事項説明書作成・使用
平成28年 7月 1日 人事異動に伴い、苦情受付担当者を追加
平成29年 4月 1日 福岡市・太宰府市の総合事業移行に伴い、一部内容変更
平成29年 4月 1日 人事異動に伴い、管理者を変更
平成29年 4月 1日 人事異動に伴い、法人役職名を変更
平成29年 7月 1日 人事異動に伴い、苦情受付担当者を追加
平成29年 8月 1日 理事長の退任・就任に伴い、内容変更
平成30年 4月 1日 制度改正に伴い、利用料金3割負担の欄を追加
平成31年 1月 1日 春日市における制度改正に伴い、月額包括報酬見直し一部単価報酬制を導入
令和 元年 10月 1日 消費増税に伴う報酬単価を変更
令和元年 10月 1日 制度改正に伴い、新規加算の記載追加
令和 2年 12月 1日 人事異動に伴い、管理者を変更
令和 3年 1月 1日 人事異動に伴い、管理者を変更
令和 3年 4月 1日 制度改正に伴い、新規加算の記載追加
令和 4年 2月 19日 理事長の退任・就任に伴い、内容変更
令和 8年 4月 28日 理事長の退任・就任に伴い、内容変更

《介護予防・日常生活支援総合事業 利用料金》

平成28年 4月 1日 利用料金作成・使用
平成30年 4月 1日 制度改正に伴い、利用料金3割負担の欄を追加
平成31年 1月 1日 春日市における制度改正に伴う一部単価報酬制による利用料金の変更
令和元年 10月 1日 消費税改正に伴い、報酬単価変更による利用料の変更
令和元年 10月 1日 制度改正に伴い、新規加算の記載追加
令和 4年 2月 19日 介護報酬改正に伴い、新規加算の記載追加
令和 4年 10月 1日 介護報酬改正に伴い、新規加算の記載追加
令和 6年 4月 1日 介護報酬改正に伴い、利用料金体系

《介護予防・日常生活支援総合事業 利用同意書》

平成28年 4月 1日 春日市の総合事業移行に伴い、利用同意書作成・使用
平成28年 7月 1日 人事異動に伴い、サービス提供責任者等を変更
平成29年 8月 1日 理事長の退任・就任に伴い、内容変更
令和 2年 12月 1日 人事異動に伴い、サービス提供責任者等を変更
令和 3年 1月 1日 人事異動に伴い、サービス提供責任者等を変更
令和 4年 2月 19日 理事長の退任・就任に伴い、内容変更
令和 8年 4月 28日 理事長の退任・就任に伴い、内容変更

《利用契約における個人情報使用同意書》

平成28年 4月 1日 春日市の総合事業移行に伴い、利用契約における個人情報使用同意書作成・使用

